

ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地産地消（地元で生産されたものを地元で消費することをいう。）を推進する取り組みを広く町民及び観光客にPRすることにより、地場産品の生産及び消費を拡大すること並びに農業者による商工業者との連帯及び経営の多角化を促進することで、農業の振興を図ることを目的として、地場産品を積極的に取り扱う店舗等をぎふ地産地消推進の店（以下「推進の店」という。）として認定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 地場産品とは、次に掲げる生産物の総称をいう。

ア 農産物 岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、関市、岐南町、笠松町及び北方町（以下「ぎふ周辺地域」という。）内で生産及び収穫され、又は岐阜市、山県市、本巣市、北方町（以下「ぎふ地域」という。）在住の農業者がぎふ周辺地域外で生産及び収穫した農産物

イ 水産物 長良川水系又はぎふ地域内で水揚げされた魚貝類

ウ 畜産物 ぎふ周辺地域で飼育され、又はぎふ地域在住の農業者がぎふ地域周辺地域外で飼育した畜産物

エ 野生鳥獣の食肉 ぎふ地域内で捕獲され、岐阜県で策定された「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づき、解体処理された野生鳥獣の獣肉

オ 加工品 アからエまでにおいて定義する農産物、水産物、畜産物及び野生鳥獣の獣肉を原材料として使用している加工食品

(2) 推進の店とは、次に掲げる店舗等の総称をいう。

ア 小売店 町内で営業するスーパーマーケット、八百屋、魚屋及び直売所等。ただし、直売所については、原則として有人販売を行い、年間12日以上営業するもの

イ 飲食店 町内で営業するレストラン、割烹、居酒屋等

ウ 宿泊施設 町内で営業するホテル、旅館等

エ 食品加工所 町内に事業所がある食品加工所等

(認定申請)

第3条 推進の店の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ぎふ地産地消推進の店認定申請書（様式第1号）及び認定申請明細書（様式第2号）を町長へ提出しなければならない。

(認定基準)

第4条 推進の店の認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(申請の期間)

第5条 第3条の規定による申請の期間は、毎年度5月1日から同月31日まで及び11月1日から同月30日までとする。

(認定等)

第6条 町長は、申請者が第4条の認定基準を満たすと認めるときは、推進の店に認定するものとする。

2 町長は、前項の規定による認定の可否について、申請者に対してぎふ地産地消推進の店認定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 町長は、推進の店として認定した者に対しぎふ地産地消推進の店認定証(様式第4号)及びPR資材を提供するものとする。

(認定書の掲示及び広告)

第7条 推進の店として認定を受けた者は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するよう努めるとともに、提供を受けたPR資材等を活用して、広くPR活動を行い、積極的に地場製品の導入を図るものとする。

2 推進の店として認定を受けた者は、町長からその運営に必要な改善等を求められたときは、これに従わなければならない。

3 推進の店として認定を受けた者は、ぎふ地産地消推進の店の愛称及びロゴマークを、推進の店に設置するのぼり、看板等に使用することができる。

4 町長は、推進の店に関する情報を岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページ及び広報紙を利用して、広く市民及び観光客に周知を図るものとする。

(認定の有効期間)

第8条 認定の有効期間(以下「認定期間」という。)は、認定された年度から起算して原則として3か年度とする。

2 認定期間は、第10条の規定による認定の辞退がない限り自動的に更新されるものとする。

(調査)

第9条 町長は、推進の店に対し、毎年度末に現況調査を行うものとする。

2 町長は、必要に応じて推進の店に対し、現地調査をすることができる。

3 推進の店として認定を受けた者は、前2項に定める調査に協力しなければならない。

(認定の辞退)

第10条 推進の店として認定を受けた者は、廃業等によりその営業を終了したときその他認定を辞退するときは、ぎふ地産地消推進の店認定辞退届(様式第5号)により町長に届け出るものとする。

(認定の取消し)

第11条 町長は、推進の店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。

(2) 営業を終了したにもかかわらず、辞退の届出がないとき。

(3) 第4条の認定基準に該当しなくなったとき。

(4) この要綱の規定に反する行為があったとき。

(5) 消費者の信頼又は地場製品のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。

(6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)、

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令に違反したとき。

(7) 北方町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書（北方町と北方警察署長との間で締結された平成22年7月14日付けの合意書をいう。以下同じ。）第4条に定める排除措置の対象となったとき。

(8) 前各号に定めるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により認定を取り消した場合は、ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書（様式第6号）により、その旨を通知しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

認定基準

| | | |
|-------------|---------|---|
| 共通事項 | 必須項目 | <ol style="list-style-type: none"> 1 この要綱に定める趣旨に賛同し、積極的に地場産品を活用し、PRしていく意思があること。 2 岐阜市、山県市、本巣市、北方町が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。 (関連事業例：キャンペーンイベント、チラシ、パンフレット等の設置、各種調査等) 3 岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページ及び広報紙により、推進の店として紹介されることに承諾すること。 4 食品衛生法等関係法令を遵守していること。 5 岐阜市、山県市、本巣市、北方町が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書第4条に定める排除措置の対象者でないこと。 6 飲食店及び宿泊施設については、食材として使用している地場産品を常にメニュー表、掲示板等で分かり易く表示していること。 |
| 小売店 | 2項目以上必須 | <ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して地場産品を取り扱い、地場産品である旨を表示し、販売すること。 (概ね年間8か月以上) 2 他の商品とは別に地場産品の売り場を設置し、地場産品である旨を消費者に分かり易く表示し販売すること。 3 地場産品の販売を継続的に増やしていくよう努めること。 |
| 直売所 | 2項目以上必須 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地場産品を年間12日以上販売すること。 2 地場産品であることを分かり易く表示し販売すること。 3 ぎふ地域内産の農産物等が量的又は金額的に5割以上であること。 4 地場産品が量的又は金額的に8割以上であること。 |
| 飲食店 宿泊施設 | 2項目以上必須 | <ol style="list-style-type: none"> 1 年間を通して、常時1品目以上、地場産品を使用した料理等を提供すること。 2 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。 3 ぎふ地域産米の使用に積極的に努めること。 4 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること。 |
| 食品加工所 | 2項目以上必須 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地場産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。(製造期間の半期以上地場産品を使用すること。) 2 地場産品の原材料を使用していることを原材料表示、ラベル等により消費者に分かり易く表示しPRしていること。 3 地場産品を原材料とした商品等を増やしていこうとする意欲があること。 |

（あて先）北方町長

申請者

住所

店舗名称

代表者氏名

印

ぎふ地産地消推進の店認定申請書

ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱（以下「要綱」という。）第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、認定された場合には、要綱第7条第4項の規定による申請書記載事項について公開されること及び要綱第9条の規定による調査に対し協力することに同意します。

記

1 申請者

| | |
|------------------|------------------------|
| 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | 〒()-() |
| T E L | () - |
| F A X | () - |
| ホームページURL | |
| 認定を申請する 業態・業種 | 小売店・直売所・飲食店・宿泊施設・食品加工所 |

様式第2号（第3条関係）（小売店用）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○をつけ、申請項目の記載をお願いします。

| 認定基準 | 申請項目 | |
|---|-------------|-----|
| 1 年間を通して地場産品を取り扱い、地場産品である旨を表示し、販売すること。（概ね年間8か月以上） | 地場産品の取扱期間 | |
| | 地場産品売場の表示方法 | |
| | 主な地場産品の販売品目 | 農産物 |
| | | 水産物 |
| | | 畜産物 |
| 加工品 | | |
| 2 他の商品とは別に地場産品の売り場を設置し、地場産品である旨を消費者にわかり易く表示し販売すること。 | 地場産品売場の設置方法 | |
| | 地場産品売場の表示方法 | |
| | 主な地場産品の販売品目 | 農産物 |
| | | 水産物 |
| | | 畜産物 |
| 加工品 | | |
| 3 地場産品の販売を今後も継続的に増やしていくよう努めること。 | 主な地場産品の販売品目 | 農産物 |
| | | 水産物 |
| | | 畜産物 |
| | | 加工品 |

2 必須記載内容

| | |
|--------------------|--|
| 今後の販売計画 | |
| 店舗のPR（消費者へのメッセージ等） | |

※ 町内産農産物等の売場の写真を必ず添付してください。

※ 上記の記載内容は、岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページに掲載する場合があります。

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○をつけ、申請項目の記載をお願いします。

| 認定基準 | 申請項目 | |
|------------------------------------|-------------------|-----|
| 1 地場産品 12 日以上販売すること。 | 年間の営業予定日数又は週間営業日数 | |
| 2 地場産品であることをわかりやすく表示し販売すること。 | 地場産品売場の表示方法 | |
| 3 ぎふ地域内産の農産物等が量的又は金額的に 5 割以上であること。 | 主なぎふ | 農産物 |
| | 地域内産 | 水産物 |
| | 農産物の | 畜産物 |
| | 販売品目 | 加工品 |
| 4 地場産品が量的又は金額的に 8 割以上であること。 | 主な地場 | 農産物 |
| | 産品の販 | 水産物 |
| | 売品目 | 畜産物 |
| | | 加工品 |

2 必須記載内容

| | |
|--------------------|--|
| 今後の販売計画 | |
| 店舗のPR（消費者へのメッセージ等） | |

※ 上記1の「申請項目」の欄について、この様式で記入しにくい場合は、「別添のとおり」と記載し、該当する資料を添付してください。

※ 上記の記載内容は、岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第2号（第3条関係）（飲食店・宿泊施設用）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○をつけ、申請項目の記載をお願いします。

| 認定基準 | 申請項目 |
|---------------------------------------|------------------------------|
| 1 年間を通して、常時1品目以上、地場産品を使用した料理等を提供すること。 | 地場産品を使用した料理と提供時期 |
| 2 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用する料理等を提供すること。 | 年間を通して、地場産品を主たる食材に使用しているメニュー |
| 3 ぎふ地域産米の使用に積極的に努めること。 | 使用しているぎふ地域産米の銘柄 |
| 4 地場産品を使用するメニューを増やしていく意欲があること。 | 今後増やしていこうと考えている地場産品 |

2 必須記載内容

| | |
|--------------------|--|
| 今後の販売計画 | |
| 店舗のPR（消費者へのメッセージ等） | |

※ 上記1の「申請項目」の欄について、この様式で記入しにくい場合は、「別添のとおり」と記載し、該当する資料を添付してください。

※ 上記の記載内容は、岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第2号（第3条関係）（食品加工所用）

ぎふ地産地消推進の店認定申請明細書

1 該当する認定基準の番号に○をつけ、申請項目の記載をお願いします。

| 認定基準 | 申請項目 |
|--|-------------------------|
| 1 地場産品を主たる原材料として使用した商品を1品目以上製造していること。（製造期間の半期以上地場産品を使用すること。） | 地場産品を主たる原材料として使用している商品名 |
| | 使用している地場産品 |
| 2 地場産品の原材料を使用していることを原材料表示やラベル等により消費者にわかり易く表示・PRしていること。 | 地場産品の原材料を使用している商品名 |
| | 使用している地場産品 |
| | 表示している項目 |
| 3 地場産品を原材料とした商品等を今後も増やしていこうとする意欲があること。 | 今後増やしていこうと考えている商品 |
| | 今後増やしていこうと考えている地場産品 |

2 必須記載内容

| | |
|--------------------|--|
| 今後の販売計画 | |
| 店舗のPR（消費者へのメッセージ等） | |

※ 上記1の「申請項目」の欄について、この様式で記入しにくい場合は、「別添のとおり」と記載し、該当する資料を添付してください。

※ 上記の記載内容は、岐阜市、山県市、本巣市、北方町のホームページに掲載する場合があります。

様式第3号（第6条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定結果通知書

第 号
年 月 日

様

北方町長

年 月 日付で申請のありましたぎふ地産地消推進の店に関する申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

| | | |
|-----|-------|------------------------|
| 認定 | 業態・業種 | 小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所 |
| | 店 舗 名 | |
| | 所 在 地 | |
| | 認定年月日 | 年 月 日 |
| 不認定 | 理 由 | |

様式第4号（第6条関係）

ぎふ地産地消推進の店認定証
認定第 号

様

地場産品を積極的に販売、活用、PRし、生産及び消費の拡大に努め、北方町の地産地消を推進するお店であることを認定します。

年 月 日

北方町長

（あて先）北方町長

申請者
住 所 _____
連絡先 () _____
メールアドレス _____
申請者名 _____
代表者名 _____ 印

ぎふ地産地消推進の店認定辞退届

このことについて、ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第10条の規定により、認定を辞退しますので、下記のとおり届け出します。

記

| | |
|---------------------|------------------------|
| 店 舗 名 | |
| 業態・業種 (該当するものに○) | 小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所 |
| 辞退年月日 | 年 月 日 |
| 辞退する理由 | |

様

北方町長

ぎふ地産地消推進の店認定取消通知書

ぎふ地産地消推進の店認定実施要綱第11条の規定により、下記のとおり認定を取り消しましたので、通知します。

記

| | |
|-----------|------------------------|
| 業 態 ・ 業 種 | 小売店・直売所・宿泊施設・飲食店・食品加工所 |
| 取 消 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | |
| 取 消 年 月 日 | 年 月 日 |
| 取 消 理 由 | |